

静岡県立藤枝西高等学校同窓会規約

第1章 総則

- 第1条 本会は静岡県立藤枝西高等学校同窓会という。
- 第2条 本会の事務所は静岡県立藤枝西高等学校内に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は会員相互の親睦向上を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1. 総会等会議の開催
 2. 同窓会員名簿の取り扱い業務
 3. 母校の後援に関する事業
 4. その他本会の目的達成に必要な事業

第3章 組織

- 第5条 本会は次の会員を以って組織する。
1. 会員 *学校組合立志太実科高等女学校卒業生
*静岡県立藤枝高等女学校卒業生（高女5年卒業生・高女4年卒業生・併設中学卒業生・高校1年修了生）
*静岡県立藤枝高等学校卒業生（静岡県立志太高等学校と統合）
*静岡県立藤枝西高等学校卒業生
 2. 客員 母校の旧職員・現職員

第4章 会議

- 第6条 本会に次の会を置く。
1. 総会
 2. 常任委員会
 3. 各期委員会
- 第7条 総会は本会の最高議決機関で、会長はこれを招集し原則として3年に1回開催する。但し、総会は各期委員の合同会議を以て代えることが出来る。また委員会で必要と認めた時は臨時総会を開くことが出来る。
- 第8条 総会は次の事項を行う。
1. 規約改正の決議
 2. 常任委員会で推薦された会長、副会長の承認
 3. 予算、決算の承認
 4. 委員会の決定事項、処理事項の承認
 5. その他、本会運営上必要と認める事項の決議
- 第9条 常任委員会は必要に応じて会長が召集し、その機能は次の通りである。
1. 会長、副会長の推薦
 2. 総会、各期委員会提出議案の作成
 3. 緊急事項の処理
 4. 各種原案の企画立案
 5. 本会常務の処理

第 10 条 各期委員会は次期総会までの代議機関で、必要に応じて開催し協議に参加する。会長、副会長、常任委員、各期委員を以て構成する。

第 11 条 会議事項の決議はすべて出席会員の過半数を以て決定する。

第 5 章 役員

第 12 条 本会に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 若干名
3. 常任委員 8 名（会計、書記含）
4. 会計監査 2 名
5. 各期委員 各期毎に 2 名～ 4 名

第 13 条 役員を選任は下記による。

1. 会長、副会長は委員会に於いて選出し、総会の承認を得てこれを決定する。
2. 常任委員、監査役は会長が委嘱する。
3. 各期委員は各期会員によって推薦され、会長が承認する。

第 14 条 1. 会長は本会を代表し、総会及び常任委員会・各期委員会を招集し、その議長を努め会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。
3. 会計は全ての収支を正確に記帳し金銭の出納に当り、総会に於いて会計報告をする。
4. 書記は総会、委員会の全ての会議の正確な記録を取り、総会に於いて会務の報告をする。
5. 監査は本会の財産及び会計の監査に当たる。

第 15 条 常任委員の任期は 3 年とする。但し、再任を妨げない。欠員が生じた場合は補充し、その任期は残任期間とする。

第 16 条 本会は母校現校長を推して顧問とする。顧問は本会の諮問に応ずる。

第 17 条 本会は相談役（若干名）を置くことが出来る。

第 6 章 会計

第 18 条 本会の経費は会費、寄付金及びその他の雑収入を以てこれに充てる。

第 19 条 会員は母校卒業時に会費（終身会費）を納めるものとする。

第 20 条 本会の会計年度は 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

附則

- ・本会は下記の帳簿を備える。
 1. 会員名簿
 2. 会計簿
 3. 記録簿
 4. その他必要な帳簿
- ・会員は住所氏名等を変更した時は、その都度その旨を本会もしくは各期委員に通知する。
- ・本規約は平成 15 年 12 月 1 日から施行する。
- ・本規約は平成 17 年 7 月 1 日から施行する。
- ・本規約は平成 21 年 7 月 4 日から施行する。

